

# とんとんキッズプロジェクト規約

## 《実行委員会の設置》

### 第1条

敦賀市男女共同参画センター（福井県敦賀市三島町2丁目1番地6号）に、「とんとんキッズプロジェクト実行委員会」を置く。実行委員会の活動期間は平成23年4月1日より1年間とする。

## 《プロジェクトの目的》

### 第2条

このプロジェクトは、東北地方太平洋沖地震により被災され、敦賀市に避難してきた子どもたちが、心身ともに安心し、癒され、元の生活に戻る活力を得る為に、できる限りの助けの手を差し伸べていくために必要な支援を行うことを目的とする。

## 《実行委員会の構成》

### 第3条

実行委員会は、別表に掲げる者を委員として構成する

### 第4条

実行委員会には次の役員を置く

- 1) 委員長 1人
- 2) 副委員長 1人
- 3) 会計 1人
- 4) 書記 1人

### 第5条

監査は実行委員が所属する団体以外から、別表に掲げる2名とする

## 《部会の設置》

### 第6条

プロジェクトを円滑に遂行する為に以下の部会を設置し、実行委員会の決定に基づき担当

する支援を協議するものとする。

1) 基金部

この部では実行委員会の決定に基づき、募金方法、基金の運用方法を協議する

2) 物資部

この部では実行委員会の決定に基づき、支援物資の応募方法、配布方法等を協議する

3) 相談部

この部では実行委員会の決定に基づき、相談窓口の運営方法、避難してきている子どもたち向けのイベントの開催などを協議する

4) 広報部

この部では実行委員会の決定もしくは他の部での決定に基づき、プロジェクト全体の広報をする

## 《支援先選定及び支援の実施》

### 第7条

支援先選定については、実行委員会の議を経て実施されるものとする。

### 第8条

支援対象家族は、以下の選定基準を基に実行委員会の審議を経て選定していくものとする。

- 1) 東北地方太平洋沖地震によって発生した災害（震災、津波被災、放射能被災）から敦賀市に避難してきた子どもを持つ家庭であること
- 2) 1) の条件を満たす家庭への支援が十分と実行委員会が判断した場合に限り、東北地方太平洋沖地震によって発生した災害（震災、津波被災、放射能被災）から敦賀市に避難してきた者であること
- 3) 2) の条件を満たす者への支援が十分と実行委員会が判断した場合に限り、東北地方太平洋沖地震によって発生した災害（震災、津波被災、放射能被災）の被災地であること

※適・不適の決定事由は情報秘匿の観点から一切非公開とする

## 《本規約の改廃》

### 第9条

本規約の改廃は実行委員会立案、審議を経て実行委員会の承認を得なければならない。

〈附則〉

この規約は平成23年4月1日より施行し、平成24年3月31日をもって失効する。

1	林 恵子	子育てサポートセンターきらきらくらぶ	委員長
2	池田 裕太郎	THAP	副委員長
3	山川 登志美	個人	会計
4	堂前 清美	そうほうセンター さんさん	広報部担当
5	林 昇平	子育てサポートセンターきらきらくらぶ	書記
6	伊吹 美香子	敦賀FM	広報部長
7	中村 由美子	THAP	基金部長
8	寺田 徹也	THAP	物資部長
9	澤崎 則嘉	敦賀市市民協働課	物資部担当
10	奥村 昇	個人	相談部長
11	岩本 直子	粟野子育てネットワーク	相談部担当
12	森田 勝子	つるが男女共同参画ネットワーク	物資部担当
13	南 美津子	J e l l y B e a n s	相談部担当

1	岸本 光隆	嶺南学園 敦賀気比高等学校	監査
2	金森 文質	加藤会計税理士事務所	監査